

令和8年度

# スマートエネルギー導入補助金

先着順

太陽光発電システム・蓄電池  
バイオマスストーブ・基礎充電設備  
の導入費用を補助します

導入後  
申請

**太陽光発電・蓄電池を同時設置**する場合  
下記補助金の利用が大変お得です ※併用は不可

「自家消費型住宅用太陽光発電設備等導入補助金」

(補助要件の例)※スマートエネルギー導入補助金の要件とは異なります。

- ・補助額は**最大58万5千円**
- ・導入前申請
- ・FIT制度の認定を取得しない
- ・戸建て住宅のみ など

◆ **補助対象設備** ※中古品・自作品の導入、設備の更新等は不可 ※補助額は千円未満切り捨て

## ① 太陽光発電システム

※**重要** (令和8年**10月1日申請分より適用**)

太陽光発電システムと連系させた**下記設備を有すること**  
蓄電池・電気自動車等・給湯設備(エコキュート等)

**補助額上限 5万円**

合計出力 1 kWあたり1万円

## ② 蓄電池

定置用で、太陽光発電システムと接続されたもの

**補助額上限 5万円**

蓄電池容量 1 kWhあたり1万円

## ③ バイオマスストーブ

定置用で、本体製品価格が10万円以上のもの  
市内産の薪等を燃料として使用するもの

**補助額上限 5万円**

本体購入費の1/2

## ④ 基礎充電設備

電気自動車等への充電を行うもの  
(コンセント型・充電ケーブル一体型・V2H)

**補助額上限 5万円**

充電機器購入費・設置工事費

## ◆ 申請期間

令和8年

令和9年

**4 / 1 (水) ~ 3 / 12 (金)**

※補助申請額が予算額に  
到達した場合、期間内  
であっても募集を締め  
切ります。

**【先着順】**



市HP

丹波篠山市 環境みらい部 農村環境課 創造農村室  
(本庁舎2階 電話:079-552-5013)

詳しくは、ホームページをご覧ください ▶

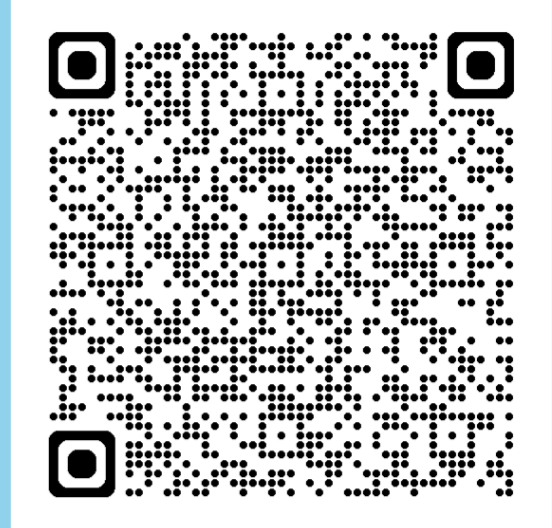


## ◆ 補助金制度の概要

気候変動の主な原因となる温室効果ガスの排出削減を最大限に推進しつつ、気候変動の影響による被害を防止及び軽減した持続可能な都市の実現を目的として、スマートエネルギー設備を導入する個人、自治会、その他市内で活動する団体に対し、補助金を交付します。

## ◆ 補助対象者

補助金手引き



### 個人

- ①丹波篠山市内の自分の住まい(既存・新築)に設置される方
- ②丹波篠山市の住民基本台帳に記録(住民票)がある方
- ③市税(国民健康保険税を含む)の滞納がない方

### 自治会 団体等

- ①集落の公民館等の活動拠点に設置される自治会、まちづくり協議会、または派生団体として市長が認める団体

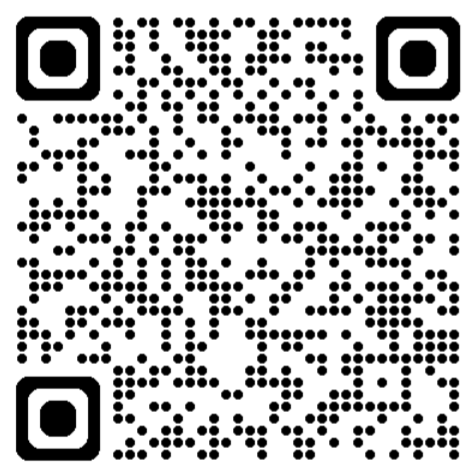
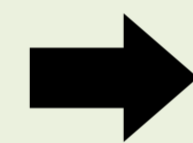
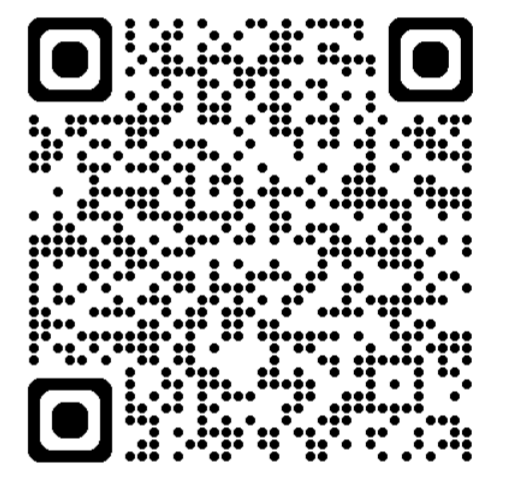
## ◆ 補助対象期間・申請の流れ

令和8年4月1日～令和9年3月31日までに導入が完了するもの  
※導入(工事)および購入がすべて完了してからの申請になります。

## もっとお得に！ 国や県等が実施する再エネ関連支援策

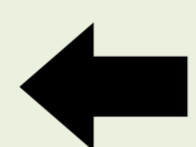
### ● 住宅用太陽光発電の共同購入支援事業

太陽光発電設備・蓄電池の導入を希望する県民を募り、県と協定を締結した事業者がスケールメリットを生かし、通常よりも安い価格で購入することができます。



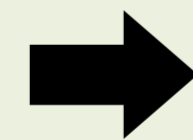
### ● 住宅用創エネルギー・省エネルギー設備設置 特別融資制度

住宅に対象設備を設置する方に県が業務提携する金融機関から、設備の設置に係る資金を低利(年0.8%)で融資します。



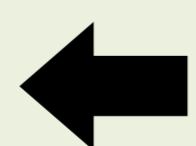
### ● うちエコ診断

家庭の省エネ対策の知識を持った「うちエコ診断士」が、各家庭の光熱費などの情報を基に診断を行い、ライフスタイルに合わせた省エネ・CO<sub>2</sub>削減対策を提案します。



### ● 住宅省エネキャンペーン

新築とリフォームを対象にした4つの補助事業により、家庭部門の省エネ化を促進します。一部の新築住宅を除き、子育て世帯に限らず全ての世帯が対象になります。



## お問い合わせ先

メール

丹波篠山市 環境みらい部 農村環境課 創造農村室 (本庁舎2階)

電話：079-552-5013 (直通) FAX：079-552-0619

メール：kankyo\_div@city.sasayama.hyogo.jp

